

「既存不適格建築物の耐震改修の促進」

雨宮 光志

要旨

建築基準法が適用される建築物には、旧法・旧規定の基準内で合法的に建てられたが、完成後の法令改正・都市計画の変更により現行法の基準を満たしていない既存不適格というものが存在する。これらは、法の不遡及の原則及び法改正の度にすべての建物が法令違反になることによる社会的混乱を防ぐため、すぐには違反とはならない。しかし、既存不適格の建築物は安全性の面で問題がある。1995年の阪神淡路大震災では、倒壊した建築物の約95%が既存不適格建築物であった。以上のことから、既存不適格建築物を減らすことが出来れば、今後発生が予想される首都直下地震において被害を軽減させることが出来るのではないかと考えた。この研究では耐震基準における既存不適格について取り上げ、既存不適格建築物の現状と課題を明らかにする。また、既存不適格建築物を減らすために取られている施策を検証し、今後の支援などの在り方について提言を行う。